

議 第 228 号

令和 4 年 11 月 30 日提出

熊本市立高等学校条例の一部改正について

熊本市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立高等学校条例の一部を改正する条例

熊本市立高等学校条例（昭和 39 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「入学を許可された」を「入学する」に改め、「入学と同時に」を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 高等学校の入学料を徴収する時期は、それぞれ市長が定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

（提出理由）

入学料の徴収に係る規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。